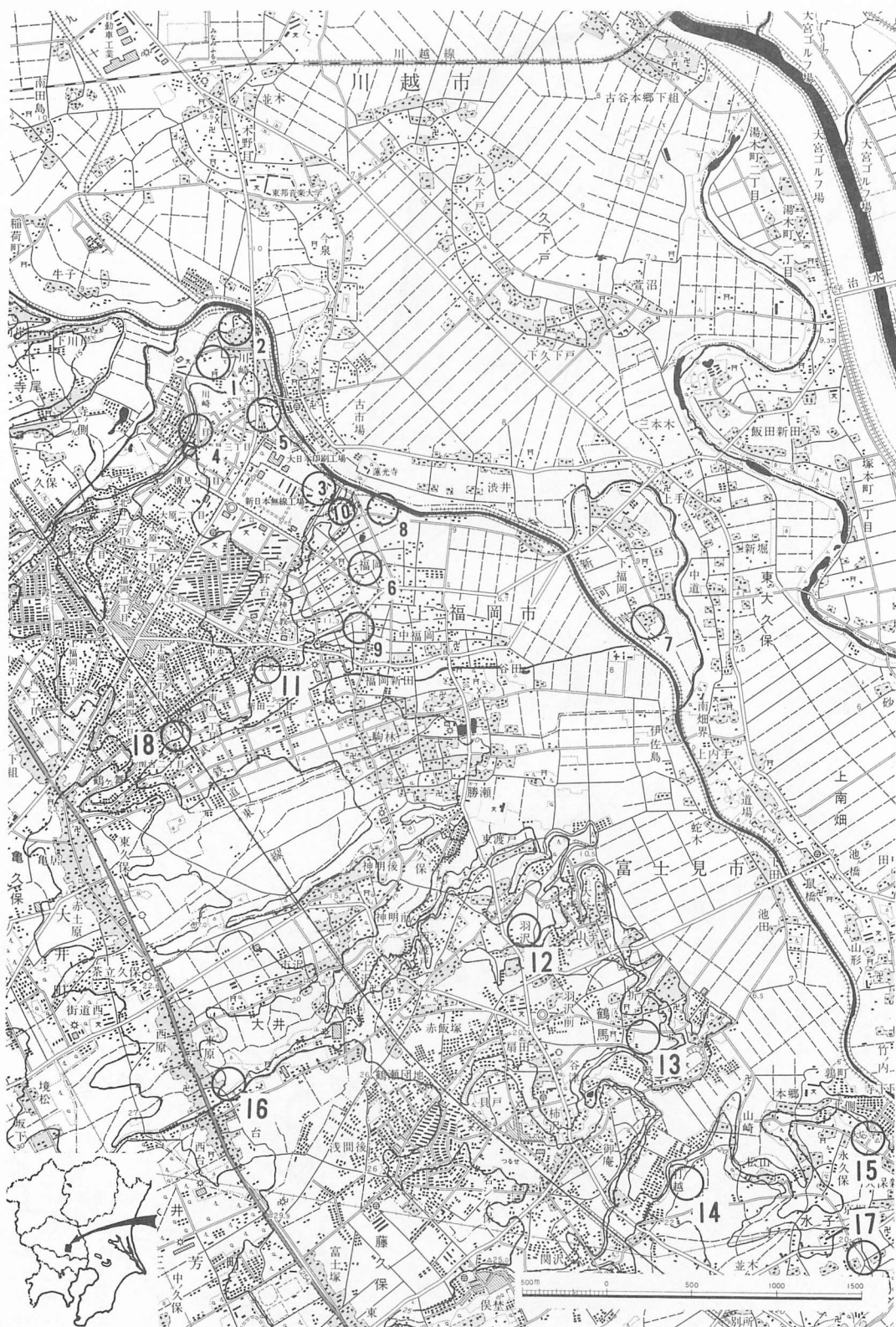




第1図

遺跡位置図(1)

- | | | | | |
|---------|--------|------------|-------------|---------|
| 1 川崎遺跡 | 5 八ヶ遺跡 | 9 松山遺跡 | 13 黒貝戸遺跡 | 17 東台遺跡 |
| 2 川崎貝塚 | 6 長宮遺跡 | 10 滝遺跡 | 14 打越遺跡 | 18 南台遺跡 |
| 3 上福岡貝塚 | 7 城山城跡 | 11 富士見台横穴群 | 15 水子大応寺前貝塚 | |
| 4 川崎横穴群 | 8 丸橋遺跡 | 12 羽沢遺跡 | 16 大井戸跡遺跡 | |



第2図 遺跡位置図(2)

I 発掘調査に至る経過

上福岡市は、東京に30kmの圏内にある至近距離ということで、非常に開発の波も早く、かつ激しいものがあつた。しかし、ここ2、3年は、年間を通して一定の数に限定されてきたし、また、開発の面積も200㎡を前後するものが多くなっているようであり、いわゆる大規模な開発は、ほとんど姿を消したと言ってよいようである。そのため、市では、国庫補助を受けて、小規模開発に対処するため、記録保存の発掘調査を実施してきた。本年度は、4年次にあたる。継続調査の今年度報告する遺跡は、下記の5箇所の発掘調査の記録である。

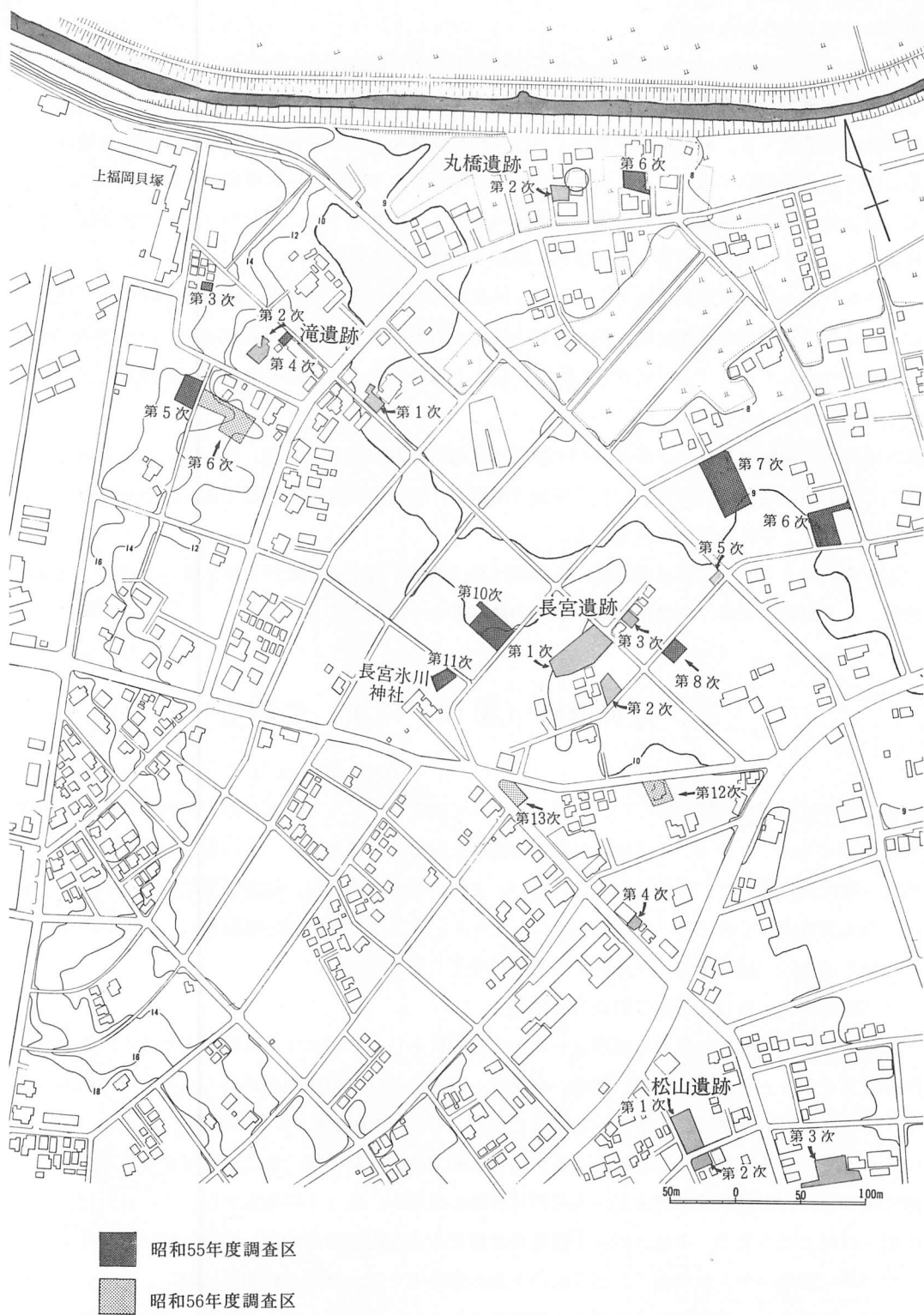
(遺跡名・調査区名)	(所在地)	(調査面積)	(調査期間)
1 長宮遺跡第12次調査	上福岡市長宮1-2-7	160 ㎡	5月26日～5月30日
2 長宮遺跡第13次調査	〃 長宮1-2-13	251 ㎡	6月3日～6月11日
3 滝遺跡第7次調査	〃 滝1-1-19	400 ㎡	7月30日～7月31日
4 南台遺跡調査	〃 南台924-1	394 ㎡	11月24日～11月27日
5 川崎遺跡第7次調査	〃 川崎宮前	316 ㎡	11月27日～11月30日

これらの遺跡調査に至る経過は、庁内関係課との連絡調整をすることで行った。すなわち、農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部都市建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照合のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者（原因者）に連絡し、協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。

これまで3年間の実績では、小規模開発に対する調査も10箇所前後を数え、調査面積も2,500～3,000㎡前後であった。しかし、今年度は調査に該当する小規模の開発も一段と減少し、実に半数程となった。しかも、遺跡の中心地からはずれるものが多く、遺構の検出例も多くはない。このため、これまで、過去3箇年の調査の中で、一部概報としての報告しかしていない遺跡の遺物の整理と報告を県文化財保護課の指導を受けて行った。それを行ったのは、下記の2遺跡である。

(遺跡名・調査区名)	(所在地)	
1 長宮遺跡第5次調査	上福岡市長宮2-5-2	} 昭和54年度調査
2 川崎遺跡第4次調査	〃 川崎2-5-2	

(笹森健一)



第3図 遺跡位置図(3)



第9図 滝遺跡（第2・3・4・5・6・7次）実測図

いる。この溝も方向からすれば、参道に沿っているようである。しかし、第11次調査時の溝は長宮氷川神社の脇にそれるようである。今後その南側の溝の連続する住居を捉える必要がある。

IV 滝遺跡 第7次の調査

第7次調査区は、これまで第2～5次まで調査を行ってきた一角に位置する。この地は、標高16mと、標高10mの2つの面とその内の斜面の地形となっており、前者からは、第3次調査時に、五



第10図 滝遺跡第7次調査位置図

領期初頭の住居が1軒確認され、後者からは、第2次調査時に鬼高期後半の住居1軒、国分期初頭2軒、国分期中葉1軒確認されている。その他の調査区からま遺構らしきものは確認されていない。今回の調査区は、これらに対して最も西側に位置しているため、遺跡の境界の確認の意味があった。地形的に見ると今回の調査区は、斜面の傾斜にかかる部分から下の平坦な面にかけての位置にあたる。

尚、今回第7次調査区とした北側の部分は、昨年度に試掘調査したところである。

第7次調査区は、北側の土地境界杭を東西に2m毎に区切って、1～11区に、さらにそれを直角にA～J区に2m間隔に区切り、2m方眼のグリッドを設定した。調査は、A～2、4、6、8区をローム面まで掘り下げることから開始した。引き続き、2区列の2-C、2-E、2-G、2-I区を調査した。

この調査区は、傾斜の最も高い部分がA-10区にあたり、低い部分がJ-2区にあたる。A-2～A-10区のローム面までの深さは、約30～40cmである。比較的表土の堆積は浅いと言える。それに対して、G区列からI区列にかけて、ローム面までの深さは、約1m20cm程になり、かなり表土層の堆積は厚くなっている。しかも、I区列のローム面とその上部にのる褐色土層は、粘土化したもので、非常に堅いものとなっている。したがって、現地形は、非常にゆるやかな斜面となっているのだが、旧地形は今より急斜面で、さらに斜面の下半には、現在面のロームよりも一段と低い谷地形になっている可能性がある。

以上を把握してから、他の調査区もローム面まで掘り下げたが、遺構の確認はできなかった。

出土遺物は、A-2区、3区より、土鍋等の底部破片が出土した。やた、G-10区、I-8区より、土師器2点と須恵器1点、いずれも国円期のものと思われるものが出土している。土器片は非常に小さく、図示しうるものでないので割愛した。

V 川崎遺跡（第5次）の調査

川崎遺跡は、これまで第1次～第5次までと試掘調査等を含めて、6度にわたり調査を行ってきた。その結果、縄文時代前期の住居跡、古墳時代前期（五領期）、中期（鬼高期）、平安時代（国分期）の住居が確認され、さらに西側斜面には横穴墓がある。その他には、中世～近世の溝等の遺構も認められている。

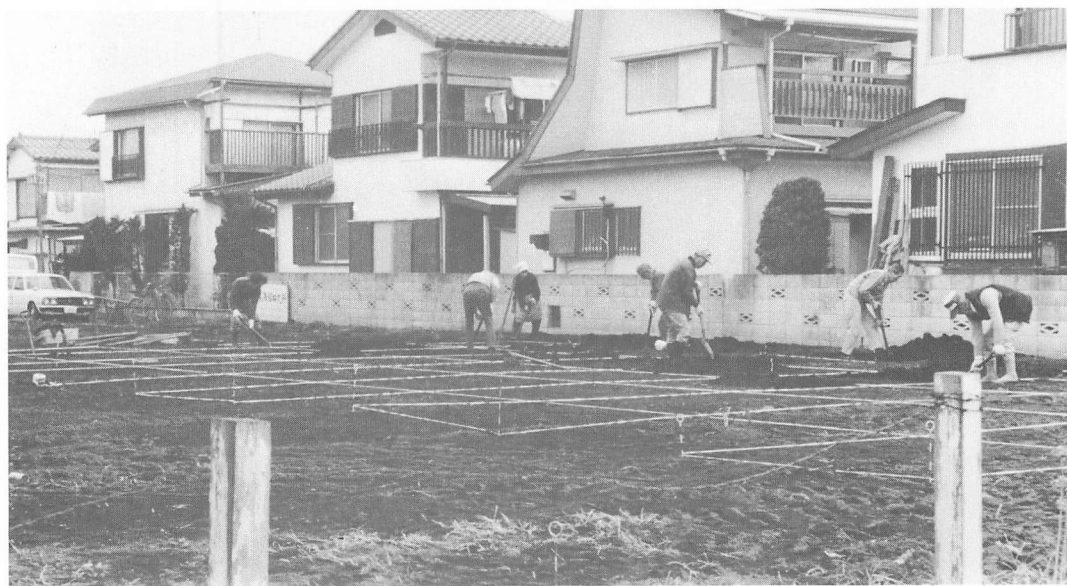
今回の調査区は、川崎の状台地の最も西側にあたり、標高10mに位置する。すぐ西側は、宅地が密集しているが、地形利には、水田面に移行する斜面にあたる。斜面との境界は、調査区西側の現道路である。

現調査区の最も近いところで確認された遺構は、東～110mの地点で、川崎遺跡第6次調査として、黒浜期の住居と国分期の住居が、合計4軒調査され、北側90mの地点で川崎遺跡第1次、第2



PL 2

滝遺跡第七次の調査



南台遺跡の調査

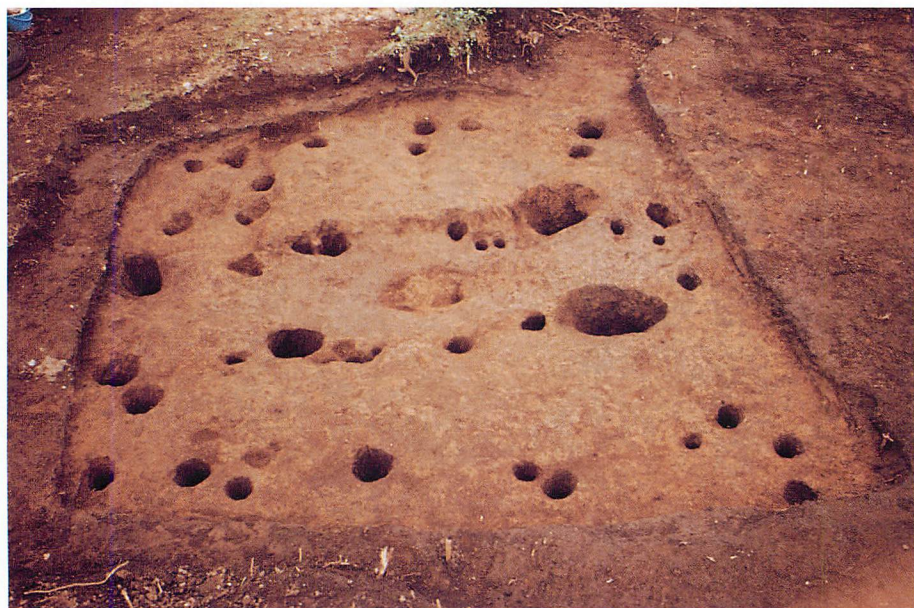


川崎遺跡第五次の調査



1 各種の旧石器

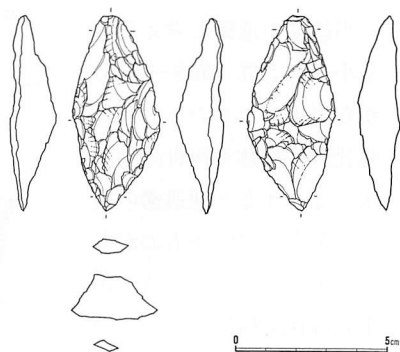
(上段は川崎遺跡第1・2次、下段左から滝遺跡第7次、鷺森遺跡、北野遺跡／後期旧石器時代／上段は第3-4図、下段左から第6-2図、第9-2図、第13-2図)



2 市内最古の住居跡 (川崎遺跡宅地添A地区／縄文時代早期／第3-63図)

告された前者の分は、今後、権現山遺跡（第2章6節）へ組み入れられることになる。

都合13度にわたる調査で確認された主な遺構の内訳は、縄文時代前期の土坑、古墳時代前期の住居跡3軒、同後期の住居跡3軒、飛鳥・奈良・平安時代の住居跡各2・2・1軒などである。



第6-2図 滝遺跡第7次調査出土の旧石器
〈1/2.5〉

3 滝遺跡の遺構と遺物

（1）旧石器時代の遺物

滝遺跡第7次出土の尖頭器（第6-2図、口絵1）

出土地点は落差4m前後になる台地裾部の緩斜面にあたる。珪質頁岩^{けいしつげつがん*}の剥片を素材とし、表全面に二次調整が認められ、上半左側にそれに先行する極状剥離^{きょくじょうはくり}を施し鋭利な刃を作出している。立川ローム第Ⅲ文化層に帰属しよう（文献41・本書）。

（2）縄文時代早前期の遺構と遺物

滝遺跡では、新河岸川に臨む丸橋地区に入る自然堤防上の微高地にだけ、縄文時代早前期における足跡が若干のこされている（文献39）。

滝遺跡第6次ピット7（第6-3図）

P7は7号住居跡の北側に認められた（第6-22図）、深さ20cm余、長径50cmほどの楕円形をなす小ピットであり、その下層には前期後半の諸磯c式土器が横倒しに潰れて埋まっていた。

出土土器は片側の上半を欠損するが、近代の芋穴と思われる土坑1に遺構の一端を切られた際に失われたとみられ、往時には完形の深鉢を埋置したものと推察される。器表には半竹による集合条線が縦・横・斜めに配された上に、一～二条の刻みを付けた団子虫様の貼付が散りばめられる。器高30cm余。

滝遺跡第6次調査出土の縄文土器・石器（第6-4図）